

令和 8 年度第 4 回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 5 日（水） 1 4 : 2 7 ~ 1 5 : 0 2
- 2 場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局分庁舎 2 階会議室
- 3 出席者 委 員：星川会長、金委員、松長委員、横山委員、広沢委員、稲田委員
山根委員、平井委員、木下委員、国森委員、榎委員、中嶋委員
事務局：吉田事務局長
(環境衛生課) 坂本課長、瀬村補佐、岸本主査、小林主幹
- 4 議 事 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について
- 5 議事録署名委員 榎委員、中嶋委員
- 6 議事概要 以下のとおり ※発言内容は一部要約して掲載しています。

発言者	発言内容
1 開会	
事務局	(開会) (出席委員数、会議の成立を報告)
会長	(挨拶)
2 議事録署名委員の選出	
会長	(榎委員、中嶋委員を選出)
各委員	(異議なし)
3 議事	
一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について	
事務局	(一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（令和 4 年 3 月改訂版）について説明)
委員	本計画における中継施設は市町の施設なのか。
事務局	中継所は各市町で設置、管理を行っている。
委員	この計画における因幡浄苑等の事業は構成市町の負担金で運用されているのか。
事務局	し尿処理施設（因幡浄苑）は東部広域が管理し、各市町から負担金を納付していただいている。一方、下水道整備等の事業は各市町がそれぞれ実施している。
委員	特定環境保全公共下水道とコミュニティプラントの概要について教えていただきたい。
事務局	特定環境保全公共下水道は、市街化区域外の自然環境や小規模集落の生活環境保全を目的に設置される下水道である（圏域内では鳥取市、智頭町、若桜町、八頭町に整備）。コミュニティプラントは鳥取市青谷町にあり、集落単位で利用する比較的大規模な合併処理浄化槽のような施設である。
会長	前回改訂された内容についてご説明いただいたが、これに基づく今後の

	数値目標等の検討は、次回提示される資料をもとに行うこととしたい。 本日の議題はこれで終了とする。
5 閉会	